

担い手通信



第34号
平成30年9月発行

大仙市 農林部 農業振興課
大仙市大曲花園町1番1号
電話：0187-63-1111
FAX：0187-62-9388

今回のラインナップ

- ★秋田県農業経営相談所の設置について
- ★大仙市集落営農・法人化支援センター閉鎖のお知らせ
- ★平成31年度実施予定の農業用機械等購入に対する補助事業の要望取りまとめを行います
- ★平成30年度機構集積協力金の交付基準について

秋田県農業経営相談所の設置について

国の農業経営者サポート事業の一環として、「農業経営相談所」が秋田県農業公社・各地域振興局に設置されました。農業経営相談所では、農業者、農業法人、集落営農等の経営相談に応じています。

また、現在、当相談所で相談を行うことが、農業経営法人化等支援事業の補助を受けるための要件になっています。

? “こんな経営上の悩みを抱えている方は相談して下さい。”

- 集落営農、農業法人を設立したい。
 - 経営力の強化（規模拡大・新規作物導入・労働力確保など）を図りたい。
 - 集落営農や農業法人間の連携や再編を図りたい。
 - 経営（個人、法人等）の円滑な継承を図りたい。
- その他、経営上の課題や悩みを相談してください。



! “次の手順で専門家の派遣等により相談活動を行います。”

- ①個別面談の実施～経営実態の把握、課題確認
- ②関係機関職員による支援会議（経営戦略会議）の実施
～支援方針の検討、支援チーム編成、課題に応じた専門家の選定等
※専門家は：相談者の要望を踏まえ税理士、中小企業診断士、社労士等の専門家を選定
- ③専門家派遣・個別支援チームによる濃密支援
- ④経営戦略計画の作成・実践
※相談だけでも可能です。
※相談や専門家派遣に伴う負担はありません。



○秋田県農業経営相談所
秋田市山王四丁目1番2号
秋田県農業公社担い手育成課内
Tel:018-893-6212

○仙北地域サテライト窓口
大仙市大曲上栄町13番62号
仙北地域振興局農業振興普及課内
Tel:0187-63-6110

大仙市集落営農・法人化支援センター 閉鎖のお知らせ

大仙市集落営農・法人化支援センターは、設立以降長らく、集落営農組織の育成や法人化支援に努めてきましたが、平成30年3月31日をもって閉鎖となりました。センター閉鎖後も、市では、県・農協等と連携し、定期的に集落営農組織等に対する支援を行っていきます。7月には、集落営農組織に対して、指導を兼ねた実態調査を行いました。

平成31年度実施予定の農業用機械等購入に対する補助事業の要望取りまとめを行います

経営面積の拡大や複合経営の新規取り組みなどを計画し、農業用機械やハウスなどの施設の導入を検討されている方は、9月28日(金)まで、農業振興課や最寄りの支所農林建設課、JA営農センターへご相談ください。
 国・県・市の補助事業の実施内容については現在のところ未定ですが、事業を実施するためには、コスト削減(現状から1割削減)や対象機械ごとの必要面積など様々な要件がありますので、ご注意ください。
 また、要望を提出したことで必ず事業採択されるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

【参考】平成30年度に実施している事業内容等

- 経営体育成支援事業(国庫補助事業)
 適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体が、融資を受けて農業用機械の導入をする場合に、融資残について補助金を交付することで、主体的な経営展開を支援します。
 【対象】トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械
 【対象者】人・農地プランの中心経営体として位置づけられた認定農業者等
 【補助率】税抜事業費の3/10以内(上限額:300万円)
- 新時代を勝ち抜く!農業夢プラン応援事業(県単補助事業)
 県の戦略作物の生産拡大に必要な農業用機械・施設等の整備費を支援します。
 【対象品目】野菜、花き、果樹、土地利用型作物、畜産、就農定着、6次産業化、農商工連携
 【対象者】認定農業者、認定就農者、6次産業化法認定事業者、女性農業者等
 【補助率】4/12以内 ※市の協調助成あり(1/12~3/12)

平成30年度機構集積協力金の交付基準について

農地の出し手に対する支援

◆経営転換協力金◆

経営転換する農業者、リタイアする農業者、農地の相続人が農地中間管理機構(秋田県農業公社)に農地を貸し付け、その農地が機構から受け手へ転貸された場合、貸付面積に応じて交付されます。

機構への貸付面積	新規集積農地(※)	新規集積農地以外	下限額	上限額
0.5ha以下	3.5万円/10a	1.5万円/10a	12万円/戸	30万円/戸
0.5ha超2ha以下			20万円/戸	50万円/戸
2ha超			28万円/戸	70万円/戸

※新規集積農地……農地中間管理機構へ農地を貸し付ける前の1年間において、担い手(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織)が特定農作業受託を含め、一度も耕作したことがない農地を担い手に転貸した農地

◆耕作者集積協力金◆

機構が借り受けた農地もしくは公表された借受希望者(受け手)の経営農地に隣接する農地、または2筆以上の隣接する農地を機構へ貸し付け、その農地が機構から受け手へ転貸された場合、その農地を耕作していた農業者へ交付されます。

新規集積農地	新規集積農地以外
0.5万円/10a	0.25万円/10a

地域に対する支援

◆地域集積協力金◆

地域における話し合い(人・農地プラン)によって、地域(集落・学区など外縁が明確な同一市町村内の区域)内の農地の一定割合以上の農地を機構に貸し付けた場合、地域に交付されます。

機構への貸付割合	新規集積農地	新規集積農地以外
2割超5割以下	1.0万円/10a	左記単価を上限に地域へ残額を分配
5割超8割以下	1.4万円/10a	
8割超	1.8万円/10a	

地域集積協力金の使い道は・・・?

「地域」が県や市と協議し、地域の農業の発展に役立つと考えられる方法で自由に使い道を決めることができます。

【※留意事項※】

- 上記3つの機構集積協力金は、平成30年1月から12月末までの間に農地を機構に貸し付け、その農地が機構から受け手へ転貸されることが条件になりますので、農地の貸し借りを検討されている方は、お早めにご相談ください。
- 農地の出し手に対する協力金が優先的に交付され、経営転換協力金→耕作者集積協力金→地域集積協力金の順に予算配分されます。したがって、予算状況等によっては、上記交付単価のとおりには交付できない場合があります。
- 上記ルールによって地域集積協力金の新規集積農地以外へ満額配分してもなお予算に余裕がある場合は、上限額まで経営転換協力金、耕作者集積協力金の順に再配分されます。
 - 再配分の対象 上記ルールでの配分額が上限額に満たない者
 - 配分計算方法 予算の残額から計算した単価で、貸付面積に応じて配分

【農地中間管理事業を活用しましょう!】

農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りについては、随時相談を受け付けておりますので、農地の貸し借りを検討されている方はお近くのJA営農センター、市役所農業振興課・各支所農林建設課及び農業委員会にご相談ください。